

#### **④ネットワーク上での著作権の保護強化**

国際的にも条約の検討が進められている、放送事業者の権利の拡充（既に放送された番組の二次利用に係る権利の拡充）や、実演家の権利の拡充（動画コンテンツに録画された俳優の演技等に係る権利の拡充）など、ネットワーク上での著作権の保護強化について検討を行い、遅くとも条約採択後に所要の措置をとる。（文部科学省）

### 3. 知的財産の活用の促進

#### (1) 大学等からの技術移転の促進

##### ①大学等による機関一元管理の導入

法人化後の国立大学を含む公的研究機関等において、特許をはじめとする研究開発成果について効率的な活用が図られるよう、2004年度までに、TLOと密接に連携しつつ、TLOの経験やノウハウを活かした機関一元管理を原則とした体制を整備する。(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

##### ②大学等における技術移転機能の強化

###### ア) TLO等の活動の強化

- i) 2002年度以降、民間の知的財産等に関する専門家や企業経験者等を大学やTLOへ派遣し、大学の研究成果の技術移転を促進することを通じ、产学連携の強化を図る。(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省)
- ii) また、2002年度以降、TLOの行う業務について、大学やTLOのそれぞれの実情に応じ、技術ライセンスからインキュベーションまでを包括した技術マネジメント業務に拡大するなど、TLOの事業の充実を図る。(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省)
- iii) さらに、TLOの承認計画に係る事業の実施を引き続き支援する。(文部科学省、経済産業省)
- iv) 2003年度から開始する大学におけるTLOとの連携等による「知的財産本部」の整備、ベンチャー創出支援などにより、リエゾン活動、インキュベーション活動、ライセンス活動の充実を図る。(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省)
- v) 研究開発関連法人等の公的研究機関等においても、各機関からの技術移転の促進のため、技術情報の収集・提供等の技術移転機能を充実させる。さらに、各機関の特色に応じ、TLOの設置を促進する。(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

###### イ) 産業界ニーズと大学シーズのマッチング機能の強化

大学やTLOの技術シーズと産業界ニーズのマッチングを強化させるための研究開発事業や情報提供事業を推進する。また、大学・公的研究機関等において、企業ニーズや社会ニーズに迅速かつ的確に対応した研究テーマの設定や評価、共同研究の推進等を行うことができるよう、2002年度以降、民間からのコーディネート人材の登用を含め、产学官連携のためのコーディネート機能を強化する。(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省)

### ③技術移転等に係る契約ルールの整備

#### ア) 受託研究、共同研究等に係る契約ルールの整備

各大学等は文部科学省の契約モデル例を参考に、2002年度中にそれぞれの受託研究・共同研究取扱規程等を見直し、民間から国立大学への委託研究の成果の取扱いを含め、产学官共同研究等のための柔軟な契約が行い得るようにする。また、公的研究機関等においても同様の措置を行う。

(総合科学技術会議、文部科学省、関係府省)

#### イ) 利益相反に関するルールの明確化

大学・公的研究機関等の研究者が、兼業等により产学連携活動に関わる際に発生する、研究者としての公的な責務と私的な利益との衝突、いわゆる「利益相反」に関するルール整備の考え方を、2002年度中に明確化するとともに、今後、各大学等が「利益相反」ルールを整備するよう奨励する。(総合科学技術会議、文部科学省、関係府省)

### ④技術移転促進に係るインセンティブの付与

法人化後の国立大学を含む公的研究機関等において、知的財産の普及、活用に係るインセンティブが付与できる仕組みとなるよう、特許権等の実施料収入の機関への適切配分について検討するとともに、機関の特性を踏まえて、特許権等の取得・活用状況を評価し、その結果を適切に反映した重点的な資源配分の方法について検討する。(総合科学技術会議、文部科学省、関係府省)

## (2) 企業における戦略的な知的財産の活用

### ① 経営者の意識向上と戦略的な特許取得の活用

#### ア) 知的財産の経営戦略化

企業自らが、知的財産を自社の競争力の源泉として経営戦略の中に位置づけ、それを事業活動に組み入れることにより、収益性と企業価値の最大化を図るとともに、それに併せた知的財産のグローバルな戦略的取得・管理を行うための戦略的なプログラムを策定できるよう、企業の実態を踏まえつつ2002年度中に参考となるべき指針を策定する。(経済産業省)

#### イ) ノウハウの流出防止

企業のノウハウをはじめとした技術の海外への「意図せざる」移転の防止を図るために、企業の技術管理・活用戦略の在り方について、企業自らが各企業内の組織整備等を含む戦略的なプログラムを策定できるよう、参考となるべき指針を2002年度中に公表する。(経済産業省)

### ② 知的財産の情報開示

企業の知的財産関連活動が市場に正当に評価され、企業の収益性や価値を高めることができるよう、2003年度中に知的財産に関する情報開示の指針を策定する。また、知的財産報告書の導入等についても検討する。(経済産業省)

### ③ デザイン、ブランドの戦略的活用

魅力あるデザインやブランドを活用して、より価値の高い製品・サービスを提供する環境を整備するための具体的方策について、意匠制度、商標制度の在り方を含め検討し、2005年度までに結論を得る。

また、情報化社会の急速な進展を踏まえ、ネットワーク上で利用されるデザインの保護の在り方について早急に検討を行い、2003年度までに結論を得る。(経済産業省)

## (3) 知的財産の流通の促進

## ①知的財産の価値評価の確立

市場における価値評価手法が確立されることにより知的財産の流通が促進されるよう、2002年度中に、特許流通市場の更なる整備や知的財産権担保融資制度の定着、特許等の流動化について、制度又は運用の改善を含め検討を開始し、遅くとも2005年度までに結論を得る。（金融庁、経済産業省）

## ②知的財産ライセンス契約の安定強化

- i ) ライセンサーが倒産した場合に対抗要件を備えたライセンシーを保護できるよう、2003年中に破産法等の改正法案を提出する。（法務省）
- ii ) ライセンス契約保護の観点から、2002年度中に、より望ましいライセンス契約の保護の在り方について検討を行う。（経済産業省）

## ③コンテンツの創作活動の保護と流通の促進

当面、以下の課題について対応を図る。

- i ) コンテンツの円滑な流通の促進を図るため、2002年度以降、新技術と著作権契約システムを組み合わせたコンテンツの新しい流通システムの構築に向けた取組を支援するとともに、ネット上での著作権契約システムの研究開発（2004年度までに実施）や、コンテンツの利用可能範囲に関する権利者の意思表示システム（例えば「自由利用マーク」）の開発・普及を行う。（文部科学省）
- ii ) 2002年度以降、コンテンツの円滑な流通を図るため、コンテンツの取引権利情報を事業者間で電子的に交換可能とする仕組みの開発（2002年度中）及びコンテンツ制作部門の強化のための環境整備を行うとともに、民間における著作権等の権利処理を迅速・簡易に行える仕組みの整備に向けた取組を奨励する。（経済産業省）
- iii) 2004年度までに、放送コンテンツを権利者と利用者の間で安全・確実に取引する市場形成を図るため、権利情報等のコンテンツに関する情報（メタデータ）を相互に交換し、不正利用を防ぎつつ流通させるコンテンツの権利処理システムの開発・実証を行う。また、当該システムを利用し、コンテンツの流通等に関する多様なビジネスモデルの試行を行い、民間における権利処理ルール確立の支援を図る。（総務省）

iv) 2003年度までに、学校へのブロードバンドネットワークの普及に対応し、セキュリティの確保、認証・課金、ネットワークの配信、デジタルアーカイブからのコンテンツ利活用等の機能を提供するシステムの開発・実証等を行うことにより、教育用コンテンツの流通促進を図る。(総務省、文部科学省)

#### ④研究試料等の研究開発成果の流通の促進

研究開発成果物等については、その適切な管理に加え円滑な流通体制の整備が必要である。このため、2002年度以降、生物遺伝資源等の研究開発成果物等について、広く収集・保存し、提供する体制の充実を図る。

(総合科学技術会議、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)

## 4. 知的財産関連人材の養成と国民意識の向上

### (1) 専門人材の養成

#### ①法科大学院における知的財産法をはじめとするビジネス関連法分野教育の強化

- i) 2004年4月から学生受入開始を目指している法科大学院において、知的財産法をはじめとするビジネスに関連する各種法分野の科目を開設するなどして、知的財産に強い法曹の養成を行うなど、各法科大学院の創意工夫により独自性・多様性が發揮されるような設置基準等を定めることができるようになるとともに、法科大学院における知的財産法教育の充実を図ることが可能となる制度設計を行う。(司法制度改革推進本部、文部科学省)
- ii) 新司法試験制度の検討に当たっては、知的財産に関する社会のニーズを満たすためにも、法曹人口の大幅な増加が図られるよう配慮するとともに、法科大学院の教育内容を十分に踏まえ、知的財産法をはじめとするビジネスに関連する各種の法分野の科目を選択科目とする方向で検討を進める。  
(司法制度改革推進本部、法務省)

#### ②ビジネスに理解の深い技術系人材の供給

- i) 知的財産専門人材の育成を図るため、大学の理系学部・研究科に知的財産制度を扱うビジネス講座、知的財産制度専門講座の設置等の取組を促進し、必要に応じて講師等の人材派遣やその支援を図る。さらに、技術経営人材の育成を強化する観点から、2002年度より大学等の教育機関と産業界とが一体となった取組<sup>3</sup>を実施するとともに、今後、技術系学生への経営や法律に関する教育の格段の充実を図る。また、知的財産の権利化実務を含む法律・技術等全般にわたる実務に携わる高度専門職業人を組織的に養成することを目的とした、知的財産に関する「専門職大学院（仮称）」を設置できるような柔軟な制度設計について検討を行う。(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省)

---

<sup>3</sup> マネージメント・オブ・テクノロジー（MOT）のような技術経営プロフェッショナルコースの充実等。

ii) 知的財産権が産業界へ円滑に移転できるよう、2002年度から、特許明細書の作成、出願、権利の活用やライセンス化等の実務能力を修得できる教材を大学等に提供するとともに、大学における知的財産制度に関するセミナーを充実させ、教職員が知的財産制度に関する知識を得られる機会を拡充する。（総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省）

### ③弁理士等の専門人材の充実と機能強化

弁理士の特許権等の侵害訴訟（弁護士が訴訟代理人となっている事件に限る。）における代理権について、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、これを付与することを定めた2002年改正弁理士法の施行後、速やかに、能力担保のための研修等を開始する。

また、知的財産の重要性の高まりに加え、先端技術や国際的取組への対応など知的財産専門サービスのニーズの多様化に応えるため、2000年改正弁理士法の実効ある遂行に引き続き努力するとともに、弁理士制度の普及・啓発を図り、規制改革による競争促進等を踏まえて更なる弁理士の活用・量的拡大を図る。（経済産業省）

## （2）国民の知的財産意識の向上

### ①用語を「知的財産権」「産業財産権」に統一

物を対象とした所有権法とは異なり、知的財産法は情報を対象としており、所有権法とは異なる情報独自の法体系が必要となりつつある。このことが広く認識されるよう、法令・条約等において使用されている「知的所有権」という用語を可能な限り「知的財産」、「知的財産権」に統一することとする。このため、可能な限り2002年度中に必要な法令及び条約・協定の訳文の改正等を行う。また、日本語が正文の条約・協定については、今後、条約・協定の改正の機会をとらえ可能な限り改正等を行う。

また、明治以来使用されている「工業所有権」という用語は、主として特許権、実用新案権、意匠権及び商標権を指すものとして用いられているが、これらの中には、農業・鉱業・商業等の工業以外の産業に関する知的財産も含まれている。そのような権利の性質をより的確に表すためにも、「工業所有権」に替えて「産業財産」、「産業財産権」という用語を使用することとする。（外務省、文部科学省、経済産業省、関係府省）

## ②啓発活動の強化

- i) 大学研究者等を対象としたセミナー、社会人一般を対象とした初心者向けセミナー、実務者向けセミナーなど、全国各地で既に実施している知的財産制度の普及・啓発事業について、2002年度以降、国民一般のニーズを踏まえた推進を図る。(経済産業省)
- ii) 小中学生の発明・創意工夫への興味を高め、独創的なアイデアを尊重する意識を育てるため、2002年度以降も、広報等を通じて、先人たちの優れた発明を学び、創造することを楽しむ機会や知的財産制度への理解を深める機会を通じた知的財産意識の育成を図る。(文部科学省、経済産業省)
- iii) 2002年度から、広く国民に対し、ネットワークを利用した情報提供など、様々な方法により、知的財産権に関する知識と意識の普及を図るために総合的な事業を実施する。(文部科学省、経済産業省)

## ③知的財産関連調査統計の整備

ユーザーの多様な知的財産活動に迅速かつ的確に対応した政策を展開できるよう、知的財産政策の企画立案の基礎となる知的財産関連調査統計を2002年度中に整備する。(総務省、経済産業省)

## 5. 知的財産戦略大綱の実施

知的財産立国の形成に関する施策の迅速かつ重点的な推進を図るため、遅くとも2003年の通常国会までに、知的財産の創造、保護、活用が活発に行われることを国家目標とし、「知的財産戦略本部（仮称）」の設置、「知的財産戦略計画（仮称）」の策定等を内容とする「知的財産基本法（仮称）」について、必要な検討を行った上で提出することとする。（内閣官房、関係府省）